

## 【改定前】

### 第9条（会員種別の変更手続き）

会員が会員種別の変更を希望する場合は、毎月15日（15日が休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が当スタジオ指定の変更届を提出することにより、翌月1日から会員種類を変更することができます。当スタジオの事務手続き上、変更届の提出が15日を過ぎた場合は翌々月1日からの変更となります。**なお、お電話や口頭のみでの申請は受け付けていません。**

### 第12条（休会及び復会）

1. 会員が休会する場合は、毎月15日（15日が休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が当スタジオ指定の休会届を提出することにより、翌月1日から月単位で休会することができます。当スタジオの事務手続き上、休会届の提出が15日を過ぎた場合は翌々月1日からの休会になります。**なお、お電話や口頭のみでの申請は受け付けていません。**
2. 休会届を提出した会員は会員資格の継続のために、当スタジオが別に定める金額を支払うこととします。
3. 1回の届け出による休会期間は無期限とします。
4. 会員は当スタジオ指定の書面による手続きにより随時復会できます。この場合、復会月の会費は月の途中であっても全額支払うものとします。

### 第14条（会費の返金）

一度納入いただいた諸会費は、原則返金しませんが、以下の各号の場合は除くものとします。

- (1) 妊娠を理由に退会する場合  
妊娠を理由に退会する場合には、その届け出（母子手帳の提示が必要）がなされた月の月末を退会日とし、支払い済みの翌月会費を返金します。
- (2) 傷病を理由に退会する場合  
傷病を理由に退会する場合には、その届け出（運動の禁止または運動不能であることを証明する医師の診断書等が必要）がなされた月の月末を退会日とし、支払い済みの翌月会費を返金します。

## 【改定後】

### 第9条（会員種別の変更手続き）

会員が会員種別の変更を希望する場合は、毎月15日（15日が休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が当スタジオ指定の変更届を提出することにより、翌月1日から会員種類を変更することができます。当スタジオの事務手続き上、変更届の提出が15日を過ぎた場合は翌々月1日からの変更となります。

### 第12条（休会及び復会）

1. 会員が休会する場合は、毎月15日（15日が休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が当スタジオ指定の休会届を提出することにより、翌月1日から月単位で休会することができます。当スタジオの事務手続き上、休会届の提出が15日を過ぎた場合は翌々月1日からの休会になります。
2. 休会届を提出した会員は会員資格の継続のために、当スタジオが別に定める金額を支払うこととします。
3. 1回の届出による**休会期間は最大6ヶ月までとし、休会月終了後は自動復会となります。**
4. **会員が復会する場合は、毎月15日（15日が休館日の場合は翌営業日）までに会員本人が当スタジオに申し出ることにより、翌月1日から復会することができます。**

### 第14条（会費の返金）

一度納入いただいた諸会費は、原則返金しませんが、以下の各号の場合は除くものとします。

- (1) 妊娠を理由に退会**または休会**する場合  
妊娠を理由に退会**または休会**する場合には、**その届出のなされた月の翌月1日から適用するものとし、支払い済みの翌月会費を返金します。**
- (1) 傷病を理由に退会**または休会**する場合  
傷病を理由に退会**または休会**する場合には、**その届出のなされた月の翌月1日から適用するものとし、支払い済みの翌月会費を返金します。**
- (3) **(1)(2)を事由とする場合、当該事由の証明書（(1)母子手帳、(2)医師の診断書等）を翌月末までに提示することを条件とします。ただし提示困難な相当事由がある場合、届出のみの提出で受理することとします。**